

酒田市下水道事業建設工事（営繕工事）監督技術基準

（目的）

第1条 この告示は、酒田市建設部下水道課（以下「下水道課」という。）が所掌する営繕工事の監督の技術的基準を定めることにより、監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。

（監督の実施等）

第2条 下水道課が発注する営繕工事の監督技術基準については、酒田市建設工事（営繕工事）監督技術基準（平成30年告示第384号）を準用する。

附 則

この告示は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。